



穴水町告示第2号

令和6年能登半島地震により被災した納税者に対する町税の申告等の期限の延長をするので、次のとおり告示する。

穴水町税条例(昭和56年3月18日条例第1号)第18条の2第1項の規定に基づき、地方税法(昭和25年法律第226号)又は同条例の規定による申告、申請、請求その他の書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所、居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、口座振替の方法による納付に係るものを除き、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

令和6年1月18日

穴水町長 吉村 光輝



指 定 地 域
富山県
石川県